

#### 議事要旨(4) 連結・特別目的会社専門委員会における検討状況

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より、連結・特別目的会社専門委員会では、投資企業の会計処理に関する IASB 及び FASB の最終基準化に向けての検討状況をフォローしており、ASBJ から IASB に提出しているコメントの反映状況も踏まえ、審議頂きたい旨の説明があった。これに続き、原田研究員より、審議資料(4)に基づいて説明が行われた。

委員からの発言内容は以下のとおりである。

- ある委員より、親会社が投資企業子会社による連結の例外を引き継がないとする IASB の決定について、理由の一つに「親会社（非投資企業）が投資企業に特有の事業モデルを有していない」とあるがそのような事業モデルを持つケースもあるのではないかと質問があった。これに対して事務局より、親会社の一部門にそういった事業モデルが存在する場合などが考えられ、スタッフの提示した代替案でも、親会社が一定の要件を満たした場合に引き継ぎを認めるかという論点も挙げられていたが、どこまで広げるかによってさらなる検討が必要となり、IFRS 第 10 号の発効日（2013 年 1 月 1 日以降開始する事業年度）が迫っている中で、それを行うことがタイミング的に難しいと考えられたため、採用されなかったのではないかとと思われる、との回答があった。
- ある委員より、ASBJ から提出したコメントがある程度反映された点は評価できるが、投資企業が連結されたとしても、その事業モデルが変わるわけではなく、大半の関係者が投資企業による公正価値測定の親会社への引き継ぎを支持する中での IASB の上記決定は多少強引な印象を受けるとの意見があった。また、投資企業の要件が定義と典型的特徴に分けられたにも関わらず、1 つ以上の典型的な特徴を満たさない場合に投資企業の活動と整合していることを正当化しなければならないのはなぜかと質問があった。これに対して事務局より、様々な投資形態があると考えられるが、典型的な特徴は、通常の投資企業のビジネスモデルから、投資企業が一般的に有しており、逆に有すべき特徴であるとの考えに基づいていると理解している、との回答があった。また、新井副委員長より、投資企業は連結の例外であり、ストラクチャリングの懸念等もある中で、限定的にしたいという考えであろうとの印象を持っている、との意見があった。

事務局より、投資企業の審議は 7 月にほぼ終了し、IFRS 第 10 号の発効日に向けて IASB が最終基準化の作業を進めており、投資企業の発効日は 2014 年 1 月 1 日以降開始する事業年度であるが、早期適用も認め、一度連結して翌年度に連結の例外とするような負担を避けることができるよう考慮している旨の追加説明があった。

以 上